

事前登録制本人通知制度について

○前回の堺市同和行政協議会での意見を踏まえた主な取組

1. 制度案内の周知強化

- ① 案内チラシに電子申請フォーム及び市ホームページへの QR コードを追加。
更新後のチラシは転入手続時の配布書類に封入し、全転入者へ周知。
- ② 行事において本人通知制度の案内チラシを配付（堺市人権教育推進協議会と連携）
 - ・ 第 46 回人権を守る市民のつどい 参加者 166 人
(2025 (令和 7) 年 12 月 7 日、堺市総合福祉会館)
 - ・ 防災と人権をテーマとした朗読劇・シンポジウム 参加者 225 人
(2026 (令和 8) 年 2 月 10 日、フェニーチェ堺)

2. 職員向けアンケートの実施

(省略)

3. 事前登録制本人通知制度の登録者数の推移

(省略)

4. 被害告知型本人通知制度の施行

2026 (令和 8) 年度早期に、不正取得のおそれを含む場合も本人に通知する「被害告知型本人通知制度」を施行予定。

事前登録制 本人通知制度

～事前登録制本人通知制度とは～

☆代理人や第三者から住民票の写しや戸籍謄本等の請求があった際に、交付の事実を事前に登録した本人に通知する制度です。この制度は、不正請求の早期発見や、不正請求の抑止につながることを期待されます。

※なお、代理人や第三者に住民票の写し等の交付を拒否したり、交付の可否についてお問い合わせする制度ではありません。

◎登録手続き

- ①登録場所 住所地または本籍地の区役所市民課
- ②登録費用 無料
- ③登録に必要なもの

○登録申請書（区役所市民課にあります。）

○本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証等）

※任意代理人に申請を委任する場合は、上記のほかに委任状（ご家族であっても必要です）と任意代理人の本人確認書類が必要です。

※未成年の子の申請を親権者が行う場合は、親権者がわかる戸籍謄本（堺市に本籍がある方は不要）が必要です。

☆堺市に住民登録をされていない方や、入院等で区役所に来庁できない方は郵送での申請ができます。

○送付先…堺市での最終住所を管轄する区役所市民課、
または本籍地の区役所市民課

○必要なもの

- ・登録申請書（ホームページからダウンロードできます）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証等のコピー）
- ・返信用封筒に110円切手を貼ったもの
（登録完了のお知らせをするためです。）
- ・入院等で区役所に来庁できない方は診断書等

☆マイナンバーカード（署名用電子証明書搭載のもの）をお持ちの方は、堺市電子申請システムから申請することができます。



電子申請を利用するときは左のQRコードから申請ページへアクセスしてください。申請には、堺市電子申請システムへの利用者登録が必要です。



本人通知制度の詳細な案内は、左のQRコードから堺市HPでご覧ください。

◎お問い合わせ先

- | | | | |
|---------|-------------|----------|-------------|
| 堺区役所市民課 | 電話 228-6934 | 南区役所市民課 | 電話 290-1802 |
| 中区役所市民課 | 電話 270-8183 | 北区役所市民課 | 電話 258-6713 |
| 東区役所市民課 | 電話 287-8102 | 美原区役所市民課 | 電話 363-9313 |
| 西区役所市民課 | 電話 275-1903 | | |

